

## 第1章 目的及び位置付け等

### 第1節 ガイドライン作成の背景と目的

自然災害に伴い発生する災害廃棄物は、基本的には被災市町村において処理を担うこととされており、これまで、県は「千葉縣市町村震災廃棄物処理計画策定指針」（平成17年改定）を示し、各市町村において震災廃棄物処理計画を定めるよう促すとともに、市町村や各事業団体との間に災害発生時における協定を締結する等、災害廃棄物の処理体制を整備し、市町村を支援してきたところである。

しかしながら、東日本大震災では、本県においても14万トンを超える災害廃棄物が発生し、各市町村は復旧・復興に向け、その処理に取り組んできたが、災害発生時の初期対応や処理体制の構築等に課題がみられた。

そこで県では、東日本大震災で明らかになった課題を踏まえて、各市町村の意見も聴きながら、大規模地震等の災害が発生した場合の「災害廃棄物処理マニュアル」（以下、「マニュアル」という。）を整備するためのガイドラインを作成することとした。

本ガイドラインは、各市町村においてマニュアルを整備することにより、市町村災害廃棄物処理計画を補完し、災害廃棄物の円滑な処理に資することを目的としている。

また、災害発生時に迅速な対応を執るためには、出来るかぎり簡便なマニュアルであることが望ましいことから、そのモデルを示している。

各市町村においては、本ガイドラインを基に、マニュアルの整備や既に策定されている市町村災害廃棄物処理計画の記載内容について確認されることを期待する。

### 第2節 ガイドラインで対象とする廃棄物及び業務

#### 1. 対象廃棄物

ガイドラインで対象とする廃棄物は、地震及び津波に伴い平常時と異なる対応が必要と思われる次のものとする。なお、風水害等のその他の災害に伴い発生する災害廃棄物処理についても、ガイドラインを参考として対応可能なものとした。

がれき：損壊建物の撤去等に伴って発生するコンクリートがら、廃木材等。

粗大ごみ：災害により一時的に大量に発生した家具類、家電製品等。

生活ごみ：災害により発生した生活ごみ。

適正処理が困難な廃棄物：アスベスト、PCB、プロパンガスボンベ、消火器等  
適正処理が困難な廃棄物

津波堆積物：津波により陸上に堆積した土砂・泥状物等で、水底や海岸の砂泥と紙くず、木くず、金属くず、コンクリートくず、廃プラスチック類等が混然一体となったもの。

し尿：避難収容施設等の仮設便所等からの汲み取りし尿。

ただし、粗大ごみ、生活ごみ、し尿は、通常時と同様に排出される分についても、震災廃棄物と併せて処理する必要があることから、併せて検討する。

## **２．対象業務**

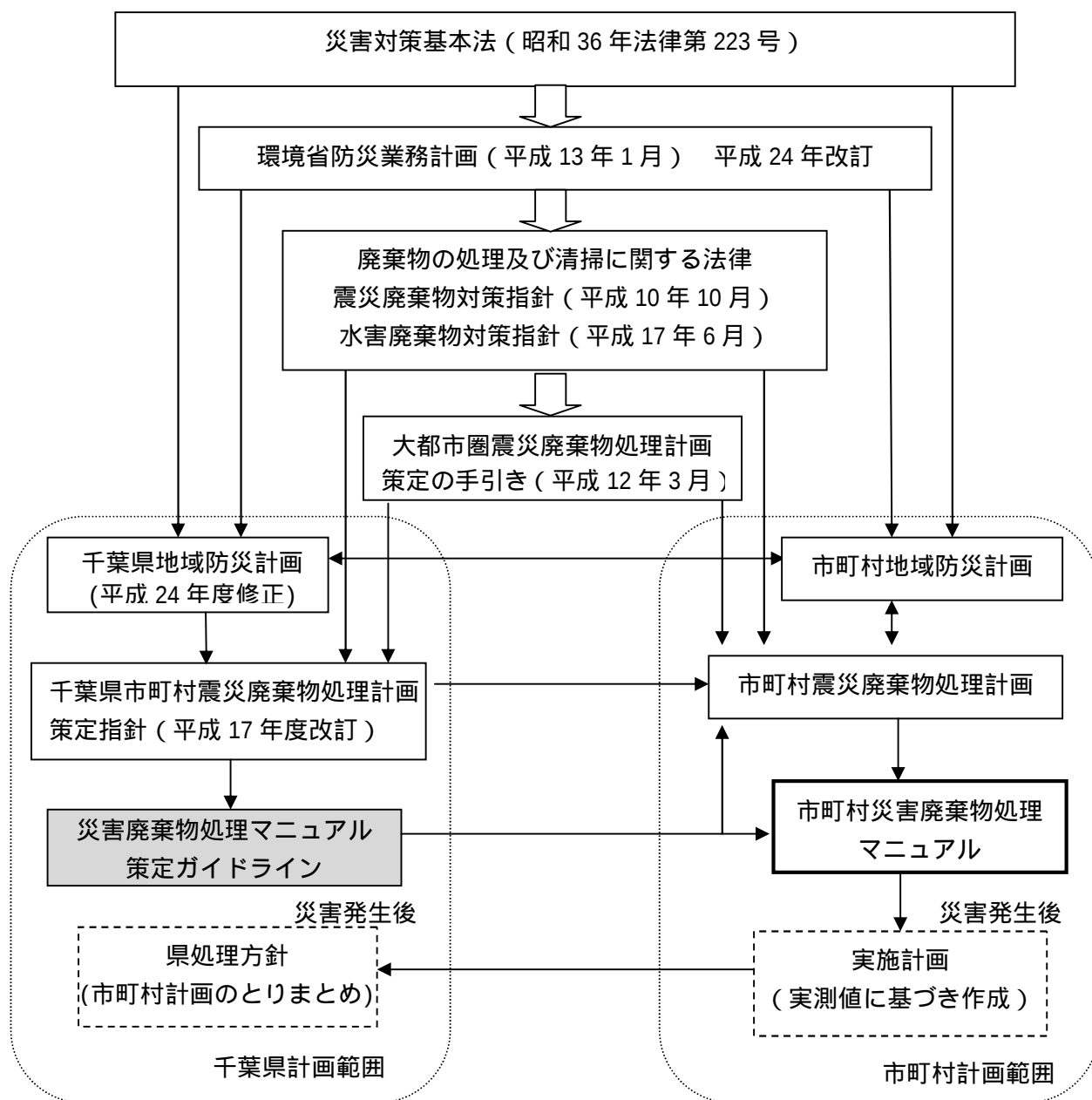
ガイドラインで対象とする業務は、市町村が行う災害廃棄物の収集、処理及びそれに関する一連の業務とする。

### 第3節 災害廃棄物処理マニュアル策定ガイドラインの位置付け

災害廃棄物処理マニュアル（県策定ガイドライン）の環境省防災業務計画、千葉県地域防災計画、県策定指針等との位置付けは、次のとおりである。

本ガイドラインは、市町村が災害廃棄物処理マニュアルを策定する際の参考とすることを目的とするものである。

災害廃棄物処理マニュアルの位置づけ



災害廃棄物処理に係る国、千葉県、市町村の主な取り組みには以下の様なものがある。

### 1) 国

国は、昭和 36 年に総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的に「災害対策基本法（法律第 223 号）」を制定した。

平成 10 年 10 月には「震災廃棄物対策指針（旧厚生省）」、平成 17 年 6 月には「水害廃棄物対策指針（環境省）」を策定し、廃棄物処理に係る防災体制の整備、震災や水害発生時の対応、復旧・復興対策等について定めている。

また、平成 22 年 3 月には「災害廃棄物処理に係る広域体制整備の手引き（環境省）」を策定し、災害廃棄物処理に係る都道府県・市町村間の広域体制が災害時に円滑に構築されるための、平常時の相互協力体制整備や災害時の支援体制構築に必要な検討事項や対応について整理されている。

### 2) 千葉県

千葉県では、昭和 38 年に「千葉県地域防災計画」を作成し、特に平成 24 年度には東日本大震災の教訓を踏まえた見直しを行った。また、平成 13 年 3 月には「千葉縣市町村震災廃棄物処理計画策定指針（平成 17 年 3 月改定）」を策定し、市町村震災廃棄物処理計画の策定を促進している。

千葉県では、大地震等の大規模災害に伴って発生する災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を推進するため、関係団体との間で各協定を締結し、支援体制を整備している。また、災害時に市町村及び一部事務組合間で相互に援助体制をつくるため、「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定書（平成 9 年 7 月）」に必要な事項を定めている。

### 3) 市町村

市町村では地域防災計画、震災廃棄物処理計画等を策定し、災害廃棄物処理に関し、市町村が行う業務について基本的な方針を示している。

## 第4節 震災廃棄物処理に関する基本方針

### 1. 千葉県地域防災計画に示された震災廃棄物処理計画

千葉県地域防災計画に示された、震災廃棄物処理計画の概要を以下に示す。

#### 千葉県地域防災計画に示された震災廃棄物処理計画

##### 第2編 地震・津波編

##### 第3章 災害応急対策計画

##### 第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策

##### 6 清掃及び障害物の除去（健康福祉部、環境生活部、農林水産部、県土整備部）

##### (1)震災廃棄物処理計画

県は、千葉縣市町村震災廃棄物処理計画策定指針（以下「策定指針」という。）に基づき、市町村における震災廃棄物処理計画の策定を促し、迅速かつ適正な処理体制の確立を図る。

##### ア 実施機関

（ア）震災時における被害地帯の清掃は、市町村長が実施するものとする。

（イ）市町村は、震災等による大量の廃棄物が発生し、当該市町村等で処理が困難な場合は「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき相互に援助協力を行う。

また、建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想されることから、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、民間事業者の協力を求める。

（ウ）県は、市町村震災廃棄物処理計画策定に関する助言、震災廃棄物処理に関する情報提供を行う。

##### イ 廃棄物の収集と処理

##### （ア）市町村における組織体制

震災廃棄物対策組織として、総務、し尿処理、ごみ処理及びがれき処理に関する各担当を置き、被害状況を把握し、県、他の市町村、関係団体等と連携を図りながら、震災廃棄物の適正かつ円滑な処理に当たる。

##### （イ）震災廃棄物の処理方針

##### a がれき

がれきは、膨大な量が発生することから、いったん仮置場に保管し、分別、中間処理、リサイクルを行ったのち、原則として各市町村の最終処分場で適正に処分することとする。

##### b 粗大ごみ

粗大ごみは、平常時に比べ増大することから、震災時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

##### c 生活ごみ

生活ごみは、衛生、防疫に十分配慮するとともに、震災時の混乱を想定して特例

的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

d 適正処理が困難な廃棄物に関する処理方針

産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理するものとする。

一般家庭から排出されるものは、適切な処理方法を住民に広報するとともに相談窓口を設置するものとする。

e し尿に関する処理方針

震災により水洗便所が使用できなくなる可能性があること等から、発生量を適正に予測するとともに、衛生、防疫に十分配慮して処理する。

また、必要に応じ、「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定」に基づき、民間業者の協力を求める。

(ウ) 発生量の推計方法

各市町村において、原則として策定指針で定めた推計方法によって発生量を推計し、処理体制の確立を図る。

(エ) 一時集積場所の確保

膨大な量が発生するがれきを適正に処理するためには仮置場を使用することが有効であることから、各市町村において策定指針で定めた推計方法によって必要面積を推計し、設置場所について調整を行う。

(オ) 仮設トイレの確保

断水や下水道施設の損壊等により、水洗トイレが使用できなくなるほか、大量の仮設トイレの設置が必要となることから、県では、あらかじめその備蓄状況を把握するとともに、広域での相互応援体制のあり方も検討しておく。

第2編 地震・津波編

第4章 災害復旧計画

第2節 津波災害復旧対策

4 津波災害廃棄物処理（環境生活部）

津波災害廃棄物処理については、震災廃棄物処理計画に基づき実施するものであるが、津波被害の被災地においては、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法を検討する。

市町村は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うものとする。なお、県は、迅速な災害廃棄物処理について必要な支援を行うものとする。

災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限り減量・減容・リサイクルに努めるとともに、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

出典：千葉県地域防災計画（平成24年度修正）千葉県防災会議

## 2. 千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針に示された基本方針

千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針に示された基本方針を以下に示す。

この指針に示された基本方針は、県の基本的な考え方を示すことにより、県内における市町村間の整合を図るとともに円滑な市町村処理計画の策定に資することを目的としたものであるが、各市町村の実情によって、独自の取り扱いをすることを妨げるものではないとされている。

### 千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針に示された基本方針

#### 処理に関する基本方針

震災廃棄物の処理は、震災時の状況等から、平常時、応急時及び復旧・復興時の段階に区分され、それぞれの段階において以下のように対応することとする。

##### 1 平常時対応（事前対策）

平常時：地震発生までの期間

震災廃棄物の処理を行う上での基本情報や体制を整備しておくことにより、地震発生時に速やかな対応が可能となるので、特に重要となる次の事項を基本に準備を進めることとする。

- (1) 情報の収集・更新
- (2) 体制の整備・確立
- (3) 震災廃棄物処理のシミュレーション
- (4) 住民等への啓発

##### 2 応急対応（初動対策）

応急時：地震発生直後の人命救助から生活の再開までの1～2週間程度

本格的な震災廃棄物の処理を行うために、情報の収集・整理、体制の確立を速やかに行う必要がある。一方、応急時の状況としては情報の不足、人員の不足等が想定されるため、応急時対応の基本方針は、以下のとおり行うこととする。

- (1) 迅速かつ正確な情報の収集・伝達
- (2) 震災時の状況に即応した体制の整備
- (3) 震災廃棄物の処理のための組織設置準備、実施計画の作成
- (4) 必要機材、仮置場等の迅速な確保
- (5) 環境にも配慮した緊急処理施設等の迅速な設置と処分先の確保
- (6) 効率的な（徹底した）広報活動

##### 3 復旧・復興時対応

復旧・復興時：地震発生後、都市再建等の復旧・復興対策時から通常処理体制に移行するまで

震災廃棄物の計画的な処理を実施するうえで、復旧・復興時における処理の基本方針は以下のとおりとする。

- (1) 衛生的な処理
- (2) 迅速な処理・対応
- (3) 計画的な処理
- (4) 安全作業の確保
- (5) 環境に配慮した処理
- (6) リサイクルの推進

出典：千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針 平成13年3月策定  
平成17年3月改正 千葉県環境生活部資源循環推進課

### 3. 震災廃棄物処理に関する基本方針

震災廃棄物処理は、震災後の生活環境における衛生状態を適正に保ち、復興に向けた生活基盤を確保するために、作業安全や環境に配慮した基本方針のもとに実施する必要がある。

千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針では、市町村の震災廃棄物処理計画に定める基本的事項を示すとともに、市町村震災廃棄物処理計画のモデル計画を示している。

市町村の震災廃棄物処理計画策定に際しては、モデル計画を踏まえ、地域の状況や地域防災計画に基づき、各市町村の実情に応じた計画を策定するものである。

市町村震災廃棄物処理モデル計画に示された、震災廃棄物処理に関する基本方針を以下に示す。

#### 市町村震災廃棄物処理モデル計画に示された震災廃棄物処理に関する基本方針

##### 1) 衛生的な処理

震災時は、被災者の一時避難、上下水道の断絶等の被害が想定され、その際に多量に発生する生活ごみやし尿については、防疫のために生活衛生の確保を最重要事項として対応する。

##### 2) 迅速な対応・処理

生活衛生の確保、地域復興の観点から、震災廃棄物の処理は時々刻々変化する状況に対応できるよう迅速な処理を行う。

##### 3) 計画的な対応・処理

震災時には、道路の寸断、一時的に多量に発生する震災廃棄物と処理能力の関係等から、仮置場の適正配置、有効な処理施設の設置により震災廃棄物を効率的に処理する。

震災廃棄物の処理は、地域復興と連携して行う。また、震災廃棄物の処理が収束すると、引き続き通常の清掃業務に移行する。そのため、震災時の対応のみではなく通常業務への移行についても十分に考慮し計画的に処理を行う。

##### 4) 安全作業の確保

震災時の清掃業務は、通常業務と異なる事態等が発生することが想定されるため、作業の安全性の確保を図る。

##### 5) 環境に配慮した処理

震災時の混乱の状況下においても、十分に環境に配慮し、震災廃棄物の処理を行う。特に、建築物の解体の際のアスベストの飛散防止対策、野焼きの禁止、緊急処理施設におけるダイオキシン類対策等に万全を期する。

##### 6) リサイクルの推進

震災時に膨大に発生する震災廃棄物を極力、地域の復興等に役立て廃棄物の資源化を行うことは、処理・処分量を軽減することができ、効率的な処理のためにも有効であることから、建築物解体時から徹底した廃棄物の分別を実施し、震災時においてもリサイクルを推進する。

出典:千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針 平成13年3月策定  
平成17年3月改正 千葉県環境生活部資源循環推進課

## 第5節 災害廃棄物処理における市町村の役割

災害廃棄物処理は、国、県、市町村、住民や民間事業者が協力し、それぞれの役割を果たして実施していく必要がある。

千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針に示された市町村の役割は以下のとおりである。

- ・市町村処理計画を策定し、震災時における応急体制を確立する。
- ・一般廃棄物処理施設の耐震化および補修等に必要な資機材の備蓄を行うとともに収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる態勢を整備する。
- ・仮設便所やその管理に必要な物品の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。
- ・近隣の市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、震災時の相互援助協力体制を整備する。
- ・被災市町村は、震災廃棄物の発生量を的確に把握するとともに、処理・処分の方法、処理の月別進行計画、最終処理完了の時期等を含めた実施計画を作成する。
- ・被災市町村にあっては震災廃棄物の処理、その他の市町村にあっては被災市町村の震災廃棄物の処理に関する支援を行う。
- ・仮置場の設置（候補地の選考を含む）、維持、管理を行う。
- ・被災市町村は、震災廃棄物の収集・処理に必要な人員・車両等が不足する場合には県内市町村又は県に対して支援の要請を行う。
- ・ボランティアからの支援の申し出に対して支援内容等について調整を行う。
- ・住民等からの解体・撤去申請の受付を行うとともに、優先順位の調整を行う。
- ・住民、関係団体等に対する啓発を行う。